ウォーターフロントパークエリア利活用事業者
公募支援業務委託

プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

令和８年 11 月

鹿児島県土木部港湾空港課

本港区まちづくり推進室

１　趣旨

この要領は、ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

(1)　業 務 名

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託

(2)　業務目的

令和５年度に策定した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」に基づき、ウォーターフロントパークエリアにおける利活用事業者公募において、公募要項等への質問に対する回答、応募書類の審査・評価、契約締結などについて、発注者の立場から支援するもの。

(3)　業務内容

別添「ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4)　履行期間

契約締結の日から令和 10 年３月 30 日まで

(5)　契約上限金額

20,434 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※　ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

３　参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者

(2)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(3)　鹿児島県から指名停止措置を受けていない者

(4)　鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第３条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者

(5)　国税、県税を滞納していない者

(6)　平成 28 年４月１日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者

４　失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

(1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合

(2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(6) 審査の公平を害する行為があった場合

(7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

５　スケジュール（案）

(1)	公募開始	令和８年 11 月 10 日（火）
(2)	質問受付期限	令和８年 11 月 17 日（火）
(3)	質問回答	令和８年 11 月 18 日（水）
(4)	参加申込書提出期限	令和８年 11 月 20 日（金）
(5)	参加資格確認結果通知	令和８年 12 月　４日（金）
(6)	企画提案書提出期限	令和８年 12 月　７日（月）
(7)	審査	令和８年 12 月中旬（予定）
(8)	審査結果通知	令和８年 12 月中旬（予定）
(9)	契約締結	令和８年 12 月下旬（予定）

※　事前説明会は開催しない。

※　提出書類等は全て午後５時必着とする。

６　プロポーザルの手続等

⑴　質問受付及び回答

ア　質問方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式第１号）により、電子メールで提出すること。

※　電話で受信確認を行うこと。

イ　回答

鹿児島県ホームページにおいて公表する。

⑵　参加申込書の提出

ア　提出書類

別表１の６⑵のとおり。

イ　提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。

※　参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を書面で通知する。

※　参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

⑶　企画提案書等の提出

ア　提出書類

別表１の６⑶のとおり。

イ　提出方法

提出書類１式を PDF にまとめ、担当部署へ送信すること。

また、メール送信後、担当部署へ電話により、受信確認を行うこと。

※　参加資格に適合した者であっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

※　提出した企画提案書等の差替、再提出は認めない。

なお、鹿児島県が必要と認めるときは追加の資料提出を求めることがある。

７　企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

⑴　用紙サイズはＡ４版とすること。

⑵　様式第６号～様式第 11 号の作成に当たっては、提出書類（別表１）の留意点を踏まえ、必要事項を記載すること。特に、様式第６号、９号、10 号及び 11 号については、審査基準（別表２）を参考に、提案内容を作成すること。

⑶　見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し、様式第 11 号(参考)に必要事項を記載の上、同様式を提出すること。

⑷　提出された企画提案書類について、プレゼンテーションは実施しない。

８　審査方法等

⑴　企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等の内容について、審査基準（別表２）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

⑵　審査基準の下限の点数を１者も満たさない場合には、採用者なしとする。なお、企画提案者が１者の場合も審査を行うものとする。

⑶　審査の結果は、決定後速やかに提案者に書面にて通知する。なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

９　契約の締結

⑴　上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。

⑵　前項の協議が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

⑶　本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を２通作成し、各１通を保有する。

⑷　業務委託料の支払いについては、令和８年度に部分払、令和９年度に精算払を行うこととしている。なお、各年度分について、前金払いを請求することができる。

10　その他留意事項

⑴　企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3)　委託契約の締結に至った者の企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。

(4)　委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。

(5)　審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。

(6)　天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

(7)　当該業務の受託者及び協力者は、今回の支援業務に関する本港区エリアまちづくりの事業者公募に参加することができないものとする。

11　担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県 土木部 港湾空港課 本港区まちづくり推進室

〒890-8577　鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番１号

電話：099-286-3665（直通）　FAX：099-286-5629

E-mail：honkou-s@pref.kagoshima.lg.jp

12　関連資料

本業務の関連資料については、以下の鹿児島県ホームページで確認すること。

(1)　鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン

https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/honkoukurikatsuyoukentouiinkai.html

(2)　鹿児島港本港区景観ガイドライン

https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/keikandezainkaigi/keikandezainkaigi1.html

(3)　鹿児島港本港区エリアまちづくり 民間活力の導入に向けた取組

https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/honkouku_area_saundingu.html

(4)　スポーツ・コンベンションセンター関係

https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/sports/daikiboshisetu/index.html

(5)　住吉町 15 番街区利活用事業

https://www.pref.kagoshima.jp/af08/sumiyoshicho15/rikatsuyo.html

(6)　北ふ頭エリア等利活用事業

https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/honkouku_area_kitafutorikatsuyou.html

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託仕様書

１　業務概要

⑴　業 務 名

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託

⑵　業務目的

令和５年度に策定した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」に基づくウォーターフロントパークエリアにおける利活用事業者公募において、公募要項等への質問に対する回答、応募書類の審査・評価、契約締結などについて、発注者の立場から支援するもの。

⑶　履行期限

令和 10 年３月 30 日（木）

２　業務内容

以下に示す業務全般において、業務目的や内容を理解し、法務的、財務的な観点や即応性の観点などから業務を履行すること。

⑴　公募要項等に関する質問回答支援（２回を想定）

公募開始時に公表した資料（公募要項、維持管理業務要求水準書、様式集、各種協定書（案）等）に関し、民間事業者から提出された質問を整理し、質問に対する回答書の作成を支援する。質問回答は、２回実施することを想定している。なお、質問回答を踏まえた公募要項等の修正は原則として発注者が行い、受注者は修正資料の確認を行う。

⑵　個別対話支援（２回を想定）

提案書作成にあたり、県と対話を希望する民間事業者との個別対話の支援を行う。

民間事業者から事前に提出された対話事項を整理し、対話事項に対する回答書の作成を支援する。あわせて、個別対話に同席の上、対話回答を支援する。個別対話は、２回開催することを想定している。なお、個別対話を踏まえた公募要項等の修正は原則として発注者が行い、受注者は修正資料の確認を行う。

⑶　登録資格審査支援

応募者から提出される登録資格審査申請書類の確認を行うための資料（チェックリスト等）を作成するとともに、参加資格審査の支援を行う。

⑷　事業者提案の審査支援

前述⑶の登録資格審査を通過した民間事業者から提出された提案書の審査を支援するための審査補助資料の作成を支援する。あわせて、審査結果を公表するための審査講評の作成を行う。

⑸　評価委員会の運営支援

民間事業者選定に係る評価委員会の運営について適切なアドバイスを行うとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成を支援する。

⑹　各種契約締結に係る支援

選定された民間事業者と発注者との基本協定ほか公募開始時に公表した各種協定・契約の締結に向けて、契約内容についての最終的な疑義を調整し、発注者と民間事業者の契約締結に関する支援を行う。契約締結に係る支援にあたっては、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の経験を有する弁護士の協力を得て実施すること。

３　業務の要件

上記２の業務内容を確実かつ効率的に実施するための、業務実施方針、工程計画、業務実施体制等を提出すること。

４　成果品

受託者は、業務内容を取りまとめた下記報告書の成果品等を履行期限までに提出しなければならない。

⑴　成果品（Ａ４判縦型　横書き　左綴じ　簡易製本）　１部
⑵　成果品概要版（Ａ４判縦型　横書き　左綴じ　簡易製本）　１部
⑶　上記電子媒体（ＣＤ等）　１式
⑷　成果品の帰属

成果品の管理及び権利帰属は、全て鹿児島県に帰属するものとし、鹿児島県が承諾した場合を除き受託者は成果を公表してはならない。

【参考図面】鹿児島港本港区エリアまちづくり



別表1　提出書類

要領	提出書類		留意点		提出部数
6(1)	質問票	様式第1号	質問事項について、簡潔に記載すること。		1部
6(2)	参加申込書	様式第2号	代表者名を記入し、提出すること。		1部
	参加資格確認申請書	様式第3号	代表者名を記入し、提出すること。		1部
	事業者概要書	様式第4号	主要業務等について、簡潔に記載すること。		1部
6(3)	企画提案書	様式第5号	代表者名を記入し、提出すること。		メール
	業務実施方針等調書	様式第6号（参考）	実施方針	業務目的などを理解し、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	メール
			業務フロー	業務目的の実現に向けた業務の進め方を簡潔に記載すること。	
			工程計画	業務実施についての工程計画と進捗管理の方法を簡潔に記載すること。	
	業務実施体制調書	様式第7号（参考）	・配置予定者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格等を記載すること。 ・配置予定者の保有資格者証の写しを添付すること。 ・業務実施体制の特徴を記載すること。		メール
	配置予定者の経歴調書	様式第8号（参考）			メール
	企画提案内容調書	様式第9号（参考）	・提案内容について記載すること。 ・提案内容として、「業務内容の理解」「支援における正確性」「支援における即応性」について、別表2に示す審査基準を参考に提案すること（1枚程度を目安とする。）。イメージ図等を用いた提案も可とする。		メール
	業務実績調書	様式第 10 号（参考）	・平成 28 年4月1日以降において、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を5件まで記載すること。 ・同種又は類似の業務実績とは、サウンディング型市場調査や官民連携可能性調査または事業者選定支援業務（公共施設等の PPP/PFI 事業（コンセッション方式を含む。）に関する支援業務を元請として完了した実績のこと。		メール
	見積書及び見積内訳書	様式第 11 号（参考）	・本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、記載すること。（積算内訳も明示すること。）		メール

※　様式第6～11 号は参考様式であるが、提出書類については、各様式の記載内容を満たすものとする。

※　様式第6～11 号はページ番号を通しで付し、メールにより提出すること(5MB 以内とする)

別表2 審査基準

審査項目		審査基準	配点
企画提案内容	実施方針 業務フロー （様式第６号）	・ 業務目的の理解度が高く、業務の基本的な考え方や実現性の高い具体的な進め方が的確に提案されているか。	10 点
	工程計画 （様式第６号）	・業務全体の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。	5 点
	業務内容の理解 （様式第９号）	・仕様書の内容を十分に理解し、業務項目を履行する方針が提案されているか ・発注者の支援にあたって、自社の創意工夫を活かした提案となっているか。 ・発注者の意図を理解し、適切に情報共有を図るための方策が提案されているか	30 点
	支援における正確性 （様式第９号）	・官民連携事業に係る法制度に精通し、法務的な観点から適切な助言及び提案を行うことができるか。 ・事業採算性や資金調達手法に関する専門的知見を踏まえ、財務分析の観点から適切な助言及び提案を行うことができるか ・類似業務の実績や、専門的な知見を有する者による、自社の強みを活かした業務実施体制となっているか	20 点
	支援における即応性 （様式第９号）	・発注者からの支援依頼に対する連絡体制、対応フロー、初動対応時間及び担当者配置が具体的に示され、迅速な対応が期待できる内容となっているか。	15 点
	業務実績 （様式第 10 号）	・本業務と同種又は類似の実績を豊富に有しているか。	15 点
	見積価格 （様式第 11 号）	・企画提案書に記載された内容がすべて見積書に反映させているか。	5 点

※ 下限の点数の設定

審査会の６名の委員が評価した結果の合計点 360 点を下限の点数とする。（満点 600 点）

様式第１号

令和　　年　　月　　日

（あて先）鹿児島県土木部港湾空港課本港区まちづくり推進室
E-mail：honkou-s@pref.kagoshima.lg.jp

質　問　票

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

項　目	（書類名称・ページ・項目など）
内　容	

※　質問事項は、本様式１枚につき１問とし、簡潔に記載してください。
※　送信後、電話で着信を確認してください。

［連絡先］住　　所
商号又は名称
担当者所属
氏　　名
電話番号
メールアドレス

様式第２号

令和　　年　　月　　日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

参加申込書

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託プロポーザルに参加したいので申し込みます。

（添付書類）
- 参加資格確認申請書（様式第３号）
- 事業者概要書　　（様式第４号）

［連絡先］担 当 者 所 属
氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

様式第３号

参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託プロポーザルへの参加資格について、次のとおり事実に相違ないことを誓約します。

	参加資格要件	記入欄
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。	適　・　否
2	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。	適　・　否
3	鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。	適　・　否
4	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第３条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。 （次のいずれにも該当しない者） ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団であると認められる者。 イ　役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等であると認められる者。 ウ　暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者。 エ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者。 オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。 カ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。 キ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者。 ※　本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されていない者については、様式第３号（別紙）「暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿」を添付すること。	適　・　否
5	都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。 ※　本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されていない者については、直近１年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明書「その３の３」（消費税及び地方消費税）の写しを添付すること。	適　・　否
6	平成 28 年４月１日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者であること。	適　・　否

様式第３号（別紙）暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿

（表）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

⑴　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

⑵　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

⑶　暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑷　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑸　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

２　暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

鹿児島県知事　　殿

住　　所
(ふりがな)
氏　　名
法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

（注）１　自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

２　「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア　法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ　法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ　個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

（裏）

役 員 等 名 簿

【商号・名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日現在

役　職　名	（ふりがな） 氏　　名	性別	生年月日	住　　所
〔記入例〕 代表取締役	さつま たろう 薩摩　太郎	男	S33.3.3	鹿児島市鴨池新町１０－１

様式第４号

事 業 者 概 要 書

商号又は名称 （代表者職氏名）	（　　）
所　在　地	
設 立 年 月	
資　本　金	
社　員　数	
主 要 業 務	

※　会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。

様式第５号

企　画　提　案　書

令和　　年　　月　　日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

ウォーターフロントパークエリア利活用事業者公募支援業務委託プロポーザルについて、下記のとおり提出します。

記

＜添付書類＞（※□欄にチェックを記入すること）

□　業務実施方針等調書　（様式第６号（参考））
□　業務実施体制調書　（様式第７号（参考））
□　配置予定者の経歴調書（様式第８号（参考））
□　企画提案内容調書　（様式第９号（参考））
□　業務実績調書　（様式第10号（参考））
□　見積書　（様式第11号（参考））

［連絡先］担 当 者 所 属
氏　　名
電 話 番 号
メールアドレス

様式第６号（参考）

業 務 実 施 方 針 等 調 書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①　実施方針

②　業務フロー

③　工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

※ 業務の実施方針、フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。

様式第７号（参考）

業 務 実 施 体 制 調 書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　配置予定者

役　割	氏　名	所属・役職	担当する業務内容
＜業務実施体制の特徴＞			

※　記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

2　協力者

再委託先又は 技術協力先	分担業務の内容と理由

※　業務の一部を再委託する場合又は技術協力を受けて業務を実施する場合は記載すること。

※　記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第８号（参考）

配 置 予 定 者 の 経 歴 調 書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名		生年月日・年齢	
担当する業務分野		業務経験年数	
所属・役職			
経歴等			
資格等			
主な業務実績			

※　業務実施体制調書（様式第８号（参考））に記載の配置予定者１名につき１枚作成すること。

様式第９号（参考）

企画提案内容調書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提案内容：〇〇〇〇について

※　提案内容の作成に当たっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。
　　なお、曖昧な表現は評価しない。

様式第 10 号（参考）

（表）

業 務 実 績 調 書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　平成 28 年４月１日以降、国又は地方公共団体から受注した、同種又は類似の業務実績を５件まで記載すること。

※　正本には、契約が確認できる書類（契約書等の該当ページの写し）を添付すること。

件　　名	
委　託　者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件　　名	
委　託　者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

（裏）

件　　名	
委　託　者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

件　　名	
委　託　者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

件　　名	
委　託　者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

様式第 11 号（参考）

見 積 書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目	金額	備考
（直接人件費内訳）		
① 公募要項等に対する質問回答支援		
② 個別質問対話支援		
③ 登録資格審査支援		
④ 事業者提案の審査支援		
⑤ 評価委員会の運営支援		
⑥ 各種契約締結に係る支援		
直接人件費計		
諸経費		
業務価格		
消費税		
提案価格（税込み）		